

日本税関労働組合 制裁規則

（根拠）

第1条 この規則は、日本税関労働組合規約（以下、「規約」という。）第11条第2項に基づき定める。

（目的）

第2条 この規則は、組合員がこの組合の綱領及び規約に違反し、統制を乱した場合の制裁の手續きについて定めることを目的とする。

（制裁の種類）

第3条 制裁は、警告、権利停止、除名とする。ただし、権利を停止された組合員は、当該権利停止期間中であっても、規約第9条の義務を負う。

（審査委員会）

第4条 規約第11条第1項に抵触する行為があった場合、制裁を審査するために審査委員会を置くことができる。

2 審査委員会の運営及び構成は、中央執行委員会で決定する。

3 審査委員会における審査の結果は、中央執行委員長に報告しなければならない。

（制裁の実施）

第5条 除名及び権利停止は、大会において中央執行委員長が制裁勧告書を提出し、本人に弁明の機会を与えなければならない。ただし、本人が弁明しない場合にあっては、その制裁を受諾したものとみなす。

2 警告は、前条第3項の審査結果の報告に基づき、中央執行委員会で決定し、本人に対して文書又は口頭で通知し、公示する。

（改廃）

第6条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成17年10月12日 第46回大会）

1 この規約は、平成17年10月14日から施行する。

附 則（平成20年9月25日 第49回大会）

1 この規則は、平成20年9月27日から施行する。